

岩手県告示第911号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定 機関の名称	変更事項	内 容		変更しようとする 年月日
		変更前	変更後	
株式会社建築構造センタ ー	事務所の所在地	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命ビル5階	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階	平成29年12月28日